

令和7年8月4日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に係る留意事項について

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会および大阪府を通じて厚生労働省より、標記について通知がございました。

四種混合ワクチンの販売中止に伴う対応に関しては、令和7年5月28日付発出の本会事務連絡によりご案内してきたところでございますが、この度、厚生労働省から7月25日付事務連絡にて、四種混合ワクチンの販売中止により当該ワクチンを用いて第1期の予防接種を完了できない者に対して、ヒブワクチンの回数によらず、五種混合ワクチンを用いて接種を完了することとして差し支えない旨、通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、所管の市町村からの四種混合ワクチンの販売中止に関する対応についてご確認いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の定期接種は、「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は四種混合ワクチンを用いて実施することとしております。
- 四種混合ワクチンの販売中止により当該ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できない者に対しては、予防接種実施規則上、既に接種された乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの回数によらず、定期接種実施要領第2の1（15）に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了することとして差し支えありません。
- その際、後から接種する五種混合ワクチンから見て、直前の四種混合ワクチンとの接種間隔が添付文書に定められたものとなるよう、必要な日数を確保する必要があることにご留意ください。

大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)